

建物を建築される皆様へ

◎新築された建物の住所の表示について

住居表示を実施している区域(裏面参照)に建物を新築、又は建て替えをしたときは、住所設定のお届出(下記の『建物等新築届』)が必ず必要です。

また、増築等により玄関(出入口)の位置が変わるときも住所設定のお届出が必要です。

住所に必要な『住居番号』は一定の基準に従って決めますので、都市計画課管理係(長崎市役所18階)に『建物等新築届』を提出してください。

◎建物等新築届

『建物等新築届』は、建物の棟上げが済み、玄関がはっきり確認できる状態になったとき、その場所の案内図と建物の配置図(10戸以上の集合住宅などの場合は、部屋番号図も)を添えて提出してください。

◎決定通知

現地確認のうえで、『住居番号』を決定しますので、決定までに1週間程度かかります。

決定までの期間には、余裕をもって申請してください。

問合せ先 長崎市都市計画課 管理係

電話 095-829-1169(直通)

FAX 095-829-1168

(切り取り線)

建 物 等 新 築 届

		年	月	日
(あて先) 長崎市長				
届出人		住 所		
		氏 名		
		電 話		
次のとおり建物(工作物)を新築(設置)しましたので、長崎市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。				
所有者の氏名又は建物 (工作物)の名称				
建物(工作物)の場所				
建物(工作物)の種類	1 住家 2 事務所 3 事業所 4 その他 ()			
所有者、管理者又は 占有者の住所・氏名	住 所			
	氏 名			

町数 478町

平成23年1月11日現在

[illegible]